

○勞動政策審議會令

平成十
年六月七日
政令第
一百八十四号

改正
平成三年九月二七日迄今第三七号
同一年一月一七日同 第四号
同五年五月一日同 第二二七号

年一月五日同第二号
年八月三日同第二四五号

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労

國務大臣が各同数を任命する。

労働政策審議会令をここに公布する。

は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条

(所掌事務) 第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省の所管する機関として、労働問題の調査研究、意見交換、提言等を行うことを目的とする。

前項の規定は、専門委員について準用する。

(委員の任期等)

第四条 管理の仕事は、監査課長が行なう。
は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第三編 行政組織（勞動政策審議會令）

- (会長)

6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査
審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査
が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命され
るまで、その職務を行うものとする。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命され、専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。	
臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。	
（会長）	
専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。	
名 称	所 掌 事 務
労働条件分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一条から第四十三号まで、第四十六号、五十号及び第五十号（労働者の福利厚生に係る重要事項を除く。）に掲げる事務
六条 署議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、署議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	五条 署議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。
（分科会）	会長は、会務を總理し、署議会を代表する。
六条 署議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、署議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	五条 署議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。
（会長）	会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから、委員があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
安全衛生分科会	勤労者生活分科会
一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一条から第四十三号まで、第四十六号、五十号及び第五十号（労働者の福利厚生に係る重要事項を除く。）に掲げる事務	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一条から第四十三号まで、第四十六号、五十号及び第五十号（労働者の福利厚生に係る重要事項を除く。）に掲げる事務
二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十号）、中小企業退職金共済法（昭和四十六年法律第三十四号）、中型企业退職金共済法（昭和四十六年法律第三十号）の規定により、署議会の権限に属させられた事務	二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十号）、中小企業退職金共済法（昭和四十六年法律第三十四号）、中型企业退職金共済法（昭和四十六年法律第三十号）の規定により、署議会の権限に属させられた事務

以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)
第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)
第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、労働者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局労働者生活課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務

課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(平成二十七年一部改正)

(雜則)

第十二条 この政令に定めるもののはか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則
(平成二十三年九月二七日政令第三一七号) 抄

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則
(平成二十四年一月七日政令第四号) 抄

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則
(平成二十五年五月一日政令第二一七号) 抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則
(平成一八年一月五日政令第一号) 抄

五〇三七

第三編 行政組織（労働政策審議会令）

第三編 行政組織（労働政策審議会令）

五〇三八

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則
(平成一九年八月三日政令第一四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月四日）から施行する。

附 則
(平成二三年八月四日政令第一一七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年八月五日から施行する。

附 則
(平成二十四年八月一〇日政令第二一一号) 抄

第一条 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。